

登録商標「ボロニアジャパン」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10403・平成 25 年 3 月 28 日(4 部)判決<請求認容/審決取消>

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 11 号(登録商標との類似), 同法 4 条 1 項 15 号(商品出所の混同), ボローニア(Boloniya 地名)

【事案の概要】

本件は, 原告(京栄食品株式会社)が, 後記 1 の本件商標に対する後記 2 のとおりの手続において, 被告(株式会社三創)の商標登録を無効にすることを求める原告の審判請求について, 特許庁が同請求は成り立たないとした別紙審決書(写し)の本件審決(その理由の要旨は後記 3 のとおり)には, 後記 4 のとおりの取消事由があると主張して, その取消しを求める事案である。

1 本件商標

被告は, 平成 20 年 7 月 11 日, 「ボロニアジャパン」の片仮名を標準文字で表してなり, 第 30 類「菓子及びパン」及び第 35 類「菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定商品及び指定役務として(以下「本件指定商品等」という。), 商標登録出願し, 平成 21 年 4 月 10 日に登録査定を受け, 同年 5 月 1 日に設定登録を受けたものである(登録第 5227427 号商標。以下「本件商標」という。甲 1)。

2 特許庁における手続の経緯

原告は, 平成 24 年 3 月 27 日, 特許庁に対し, 本件商標の登録を無効にすることを求めて審判を請求した。特許庁は, これを無効 2012-890032 号事件として審理した上, 平成 24 年 10 月 12 日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との本件審決をし, その謄本は, 原告に対し, 同月 22 日, 送達された。

3 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は, 要するに, 本件商標は, 後記引用商標とは非類似の商標であって, 商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものとはいえない, 同項 15 号に該当するものとはいえない, 同項 7 号に該当するものとはいえない, 同項 19 号に該当するものとはいえないから, 同法 46 条 1 項 1 号により, 無効とすることはできない, というものである。

引用商標: 登録第 4724156 号商標(「BOLONIYA」の欧文字と「ボロニヤ」の片仮名を二段に横書きしてなり, 平成 8 年 5 月 28 日に登録出願, 第 30 類「菓子及びパン」を含む商品を指定商品として, 平成 15 年 11 月 7 日に設定登録されたもの。甲 2)

4 取消事由

(1) 商標法 4 条 1 項 11 号該当性に係る判断の誤り(取消事由 1)

- (2) 商標法4条1項15号該当性に係る判断の誤り(取消事由2)
- (3) 商標法4条1項7号該当性に係る判断の誤り(取消事由3)
- (4) 商標法4条1項19号該当性に係る判断の誤り(取消事由4)

【判断】

1 認定事実

後掲各証拠(特に断らない限り、枝番を含む。)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 引用商標について

ア 原告は、昭和40年に、食料品の販売及びこれに附帯する一切の業務を目的として設立された(甲3)。

イ 原告は、昭和54年に京都市の祇園においてパンの製造・販売店「ボロニヤ・BOLONIYA」をオープンした。原告は、元々はソーセージの名称「ボロニヤソーセージ」に用いられていた「ボロニヤ」をパン屋の屋号として採択し、屋号を「京都祇園ボロニヤ」と称した(甲4, 9)。

ウ 原告代表者の夫であるAは、平成元年頃デニッシュ食パンを考案し、「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」という商標を付したデニッシュ食パン(以下「原告商品」という。)の発売を開始した(甲4, 9, 10, 弁論の全趣旨)。

エ 原告商品は、デニッシュ食パンの先駆けであり、バターをたっぷり使いパイのように何層にも折り重ねられているのが特徴で、そのバターの風味とふんわりまるやかな食感で人気を博し、評判が口コミで広がって、原告は、平成5年頃には、行列のできる店として評判になった(甲15, 19, 90)。

オ 原告は、平成8年5月28日、「BOLONIYA」の欧文文字と「ボロニヤ」の片仮名を二段に横書きしてなり、第30類「菓子及びパン」を含む商品を指定商品とする引用商標について商標登録出願し、平成15年11月7日、設定登録を受けた(甲2)。

カ 原告及び原告商品については、「ぴあ 関西版」(平成7年10月3日号。甲14)において、「京都の人気モノ」としてボロニヤ錦店のデニッシュパンについて、「ウワサがウワサを呼び今や大評判のデニッシュ食パン」と紹介され、「町かどのうまいもん in 京都」(京都新聞社、平成8年9月発行。甲12)では、「BOLONIYA(ぼろにや)」が需要者のアンケート結果に基づき選び出され、「デニッシュ食パンが店頭に並べたそばからどんどん売れていく人気食品」と紹介され、雑誌「サンデー毎日」(平成9年5月11日・18日合併号。甲11)では、「平成の究極のパンとして巷の評判を集めている...ボロニヤのデニッシュ食パン」と紹介され、ランキング雑誌「ぴあ ランキン'グルメ」(ぴあ、平成9年8月発行。甲13)では、パン部門において「BOLONIYA東京本店」が第4位にランキングされて

「デニッシュ食パン」が取り上げられ、「焼きたてパンの店in 京都」（京都新聞社，平成10年9月発行。甲15）では、「ボロニヤ古川町本店」が「今や日本全国にその名を響かせるデニッシュ食パン。その本家本元が，ここボロニヤである」などと紹介された。原告及び原告商品は，その他，「元祖デニッシュ食パン」「全国で評判のパン」「おいしいパン屋さん」「おいしいパン屋のこだわりパン」「並んでも食べたい限定パン」「ボロニヤは…デニッシュ食パンが大人気」などと，雑誌の記事等でも度々採り上げられた（甲16～23）。

キ Aは，息子であり原告の専務取締役であったBとともに，原告商品の販路の拡大と「BOLONIYA」「ボロニヤ」の一元的管理を目指して，平成9年，株式会社ボロニヤを設立し，被告を始めとする各社とフランチャイズ契約を締結した。原告商品を販売する店舗（工場を含む。）は，平成10年8月時点で，北海道10店舗，新潟県5店舗，関東地方28店舗，東海地方13店舗，関西地方23店舗，四国6店舗，中国地方4店舗，九州66店舗の，合計155に上った。その中には，大丸，東武，阪急，高島屋，そごう及び銀座プラタン等の百貨店や，JR及び私鉄の駅などの店舗もあった（甲33，44，90～93，95，弁論の全趣旨）。

ク Aは，平成10年，株式会社東京ボロニヤを設立し，東京での販売を行った（甲36）。

(2) その後の状況

ア 株式会社ボロニヤは，経営陣の折り合いが悪く，まもなく事業活動はほぼ不可能となり，フランチャイズ契約も徐々に解消されていった（甲33，90，弁論の全趣旨）。

イ 原告の平成15年9月1日から平成16年8月31日までの第39期の売上げは1億4200万円余，同年9月1日から平成17年8月31日までの第40期の売上げは1億6500万円余，同年9月1日から平成18年8月31日までの第41期の売上げは1億3100万円余であった。また，原告は，同年からインターネットによる販売を行うようになり，同年9月1日から平成19年8月31日までの第42期の売上げは1億800万円余（ネット売上高は不明），同年9月1日から平成20年8月31日までの第43期の売上げは9900万円余（うちネット売上高730万円余），同年9月1日から平成21年8月31日までの第44期の売上げは1億1000万円余（うちネット売上高1370万円余），同年9月1日から平成22年8月31日までの第45期の売上げは1億2500万円余（うちネット売上高2580万円余），同年9月1日から平成23年8月31日までの第46期の売上げは1億4900万円余（うちネット売上高3450万円余），同年9月1日から平成24年8月31日までの第47期の売上げは1億7100万円余（うちネット売上高4660万円余）であった（甲42，95，101，

102)。

ウ 株式会社ボロニヤは、平成20年6月30日解散し、同年9月30日に清算終了した。また、株式会社東京ボロニヤは、同年10月29日に破産手続が開始され、平成21年1月29日、破産手続廃止の決定が確定した(甲36,91)。

エ 原告の平成21年頃の店舗は、京都本店のほか、関西地方19店舗、中国地方2店舗、東海地方1店舗及び新潟県7店舗であるが、原告においては、平成18年からウェブサイトにおける直販を始めたほか、平成20年からYahoo!の販売サイト、平成22年から楽天市場の販売サイトに出品し、その他bidders, Amazon などにも出品し、インターネット上の通信販売が中心になってきた。そして、いわゆる「お取り寄せ」ブームなどの影響もあり、平成24年にはインターネット(楽天市場)におけるデニッシュパンの売上げランキングで第1位を獲得した(甲38,45~51,95,102~106)。

オ 原告及び原告商品については、最近も、「パンシェルジュ検定2級公式テキスト」(ホームメイド協会監修、平成22年6月発行。甲10)において、デニッシュ食パンの考案者が「京都祇園ボロニヤ」であり、「伝説のパン」として話題を呼んだと紹介され、「絶品!大人の定番パン」(同年12月号。甲24)において、京都祇園ボロニヤ本店が「元祖デニッシュ食パンの老舗」として紹介され、ABC朝日放送「おはよう朝日です」(平成23年9月29日放送。甲25,37,弁論の全趣旨)において、原告商品が採り上げられ、テレビ金沢「となりのテレ金ちゃん」(平成24年11月21日放送。甲39)において、「京都祇園ボロニヤの元祖デニッシュ」として原告商品がデニッシュランキングの人気ナンバーワンの商品として採り上げられ、「ヒット商品ランキング」(平成25年1月。甲40)でも、「デニッシュ食パンの本家本元」の「京都祇園ボロニヤ本店」がネット通販で話題の商品を紹介する「噂のグルメをお取り寄せ」と題する雑誌記事に紹介されたりしている。

(3) 被告の本件商標の使用状況

ア 被告は、株式会社ボロニヤの発起人であり、被告代表者Yは、平成9年当時、株式会社ボロニヤの取締役であって、「ボロニヤ」の名称を使用して原告のパンの販売事業に関与していた(甲33,弁論の全趣旨)。

イ 原告と被告は、平成11年4月30日、被告が「BOLONIYA」「ボロニヤ」ブランドによるパンの販売事業から撤退するに当たり、以下の内容の基本合意書を締結した(甲33)。

(ア) Yは、株式会社ボロニヤの取締役を辞任する。

(イ) 被告は、既に使用している「ボロニヤ」又は類似の名称、商号、商標、商品名、ロゴ等の使用を平成11年5月1日までに廃止する。

(ウ) 被告又はYは、デニッシュ食パンの製造又は販売に関し、「ボロニヤ」と同一又は類似の名称、商号、商標、商品名、ロゴ等を自身が使用しないのみならず、第三者をして使用させることもしない。

ウ 被告は、平成20年7月11日、本件商標登録出願をした(甲1)。

エ 被告は、「BOLONIA.JP」というドメインネームを取得し、「BOLONIA JAPAN」(ボロニアジャパン)というウェブサイトにおいて「京都祇園生まれのデニッシュ食パン」と記載した上で、デニッシュパン等を販売している。また、被告は、楽天市場でも、「BOLONIA JAPAN」について「京都祇園生まれのデニッシュ食パン」「京都祇園ボロニアジャパン」「BOLONIA デニッシュ」などと記載した上で、デニッシュパン等を販売している。被告の販売するデニッシュ食パンも、平成23年以降、楽天市場における売上げランキングで、第1位を獲得している(甲64, 65, 67~69, 100, 乙10, 弁論の全趣旨)。

オ 被告のレシートにおいては、「BOLONIA」と大きく記載され、その下に小さく「JAPAN」と記載されている(甲63)。

2 取消事由2(商標法4条1項15号に係る判断の誤り)について

(1) 商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品又は役務が上記他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標が含まれる。そして、上記の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品又は指定役務と他人の業務に係る商品又は役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品又は役務の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品又は指定役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである(最高裁平成10年(行ヒ)第85号同12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁)。

(2) 混同を生ずるおそれの有無

ア 商標の類似性の程度

(ア) 本件商標は、「ボロニアジャパン」の片仮名からなり、「ボロニア」と「ジャパン」からなる結合商標である。

本件商標の構成中「ジャパン」の部分は、我が国の国名「日本」を表す語であって、日本と何らかの関係性がある会社や商品であることを示すために、商号や商標の一部に含めることが広く一般的に行われており(甲5

3, 54), 自他商品の出所識別力は乏しく, 出所識別標識として支配的な印象を与えるものではない。

他方, 本件商標の構成中「ボロニア」の部分は, イタリアの地方・都市名であり, ボロニア地方が起源とされている「ボロニアソーセージ」(ボロニヤソーセージ)が知られている(甲72~75)。

本件商標を構成する「ボロニア」及び「ジャパン」は, 上記のとおりいずれもよく知られた概念であり, 簡易迅速性を重んずる取引の実際においては, その一部分のみによって簡略に表記ないし称呼されることもあり得るものである。

(イ) 後記イのとおり, 「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示は, 原告又は原告商品を示すものとして一定の周知性を有している。なお, 原告の「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」は, 「ボロニヤソーセージ」の「ボロニヤ」に由来するものであり, イタリアの地方・都市名である(甲8, 9)。

(ウ) そうすると, 本件商標「ボロニアジャパン」を, 指定商品のうち「パン」に使用した場合は, 「ボロニアジャパン」のみならず, 「ボロニア」という称呼・観念も生じることもあり得る。そして, その場合には, 原告又は原告商品を示すものとして周知な「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」と類似性を有するものといえることができる。

イ 「BOLONIYA」及び「ボロニヤ」の周知著名性及び独創性の程度

(ア) 前記1(1)認定のとおり, 「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示は, 原告が元々はソーセージの名称「ボロニヤソーセージ」に用いられていた「ボロニヤ」をパン屋の屋号として採択したものである。そして, 「ボロニヤソーセージ」の「ボロニヤ」は, イタリアの地方・都市名であって, これをソーセージではなくパンに用いる場合には, 独創性がないとはいえない。

(イ) 前記1(1)認定の事実を総合すれば, 平成10年頃までには, 原告及びそのフランチャイジーが製造販売するデニッシュ食パンは, 「元祖デニッシュ食パン」などとして, 全国的に周知となったことが認められる。そして, 原告商品には, 「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示が使用されていたものであり, 「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示は, 当時, 原告又は原告商品を示すものとして周知性を有していたものと認められる。

前記1(2)認定のとおり, その後, 株式会社ボロニヤによるフランチャイズ契約が解消された結果, 店舗数が減少し, 株式会社ボロニヤの清算や株式会社東京ボロニヤの破産等があったりして売上げが低下した時期もあったが, 原告は, 平成20年9月以降, 毎年1億円以上の売上げを上げ, 平成22年頃からは再び「伝説のパン」「京都祇園ボロニヤの元祖デニッシュ」な

どとして雑誌等にも採り上げられ、インターネット販売等でも売上げランキング1位を獲得するなど、「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示は、近時も、原告又は原告商品を示すものとして周知性を有しているものと認められる。

そして、「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示が、一旦、原告又は原告商品を示すものとして周知性を獲得し、近時も周知性を有していることに照らすと、特段の事情がない限り、その間の期間においても、周知性が継続していたものと推認されるところ、店舗数が減少し売上げが低下した時期もあったものの、インターネットによる通信販売等もあって原告の売上げ自体が大幅に減少したものでないから、本件商標の登録出願の時点及び登録査定の時点においても、一定の周知性があったものと認められる。

ウ 商品の関連性

本件指定商品等には、「パン」が含まれ、原告を示す表示として周知性のある「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の「デニッシュ食パン」を包含するものである。よって、原告商品と本件商標の指定商品は、取引者及び需要者が共通する。

エ 本件商標の使用態様と取引の実情

前記1(3)のとおり、被告は、「BOLONIA.JP」というドメインネームを取得して、「BOLONIA JAPAN」(ボロニアジャパン)というウェブサイトにおいて「京都祇園生まれのデニッシュ食パン」と記載した上で、デニッシュパン等を販売し、楽天市場でも、「BOLONIA JAPAN」について「京都祇園生まれのデニッシュ食パン」「京都祇園ボロニア ジャパン」「BOLONIA デニッシュ」などと記載した上で、デニッシュパン等を販売しており、被告のレシートにおいては、「BOLONIA」と大きく記載され、その下に小さく「JAPAN」と記載されている。

なお、本件商標の指定商品が日常的に消費される性質の商品であることや、その需要者が特別な専門的知識経験を有しない一般大衆であることからすると、これを購入するに際して払われる注意力はさほど高いものでない。

上記のような被告の本件商標の使用態様及び需要者の注意力の程度に照らすと、被告が本件商標を指定商品に使用した場合、これに接した需要者は、かつて周知性を有していた「京都祇園ボロニヤの元祖デニッシュ」や現在も一定の周知性を有する「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示を連想する可能性がある。

オ まとめ

前記のとおり、本件商標を、指定商品のうち「パン」に使用した場合は、原告又は原告商品を示すものとして周知な「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」と類似性を有すること(前記ア)、「BOLONIYA」又は「ボ

ロニヤ」の表示は、独創性が高いとはいえないものの、「デニッシュ食パン」の分野では、原告又は原告商品を示すものとして一定の周知性を有していること（前記イ）、本件商標の指定商品は、「デニッシュ食パン」を包含するから、原告商品と取引者及び需要者が共通すること（前記ウ）、被告の本件商標の使用態様及び需要者の注意力等に照らし、被告が本件商標を指定商品に使用した場合、これに接した需要者が、「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示を連想する可能性があること（前記エ）を総合的に判断すれば、本件商標を、指定商品のうち「パン」に使用した場合は、これに接した取引者及び需要者に対し、原告使用に係る「BOLONIYA」又は「ボロニヤ」の表示を連想させて、当該商品が原告との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信され、商品の出所につき誤認を生じさせるとともに、原告の表示の持つ顧客吸引力へのただ乗り（いわゆるフリーライド）やその希釈化（いわゆるダイリューション）を招くという結果を生じかねない。

そうすると、本件商標は、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たると解するのが相当である。

カ 被告の主張について

被告は、本件訴訟において追加提出された書証は、公平を欠くから、有効なものとして取り扱うべきではなく、原告使用商標が本件商標の登録出願の時点ないし登録査定時点において、原告の業務に係る商品を表示するものとして取引者、需要者の間で周知著名な商標ではないと主張する。

しかし、商標登録無効審判請求不成立審決の取消訴訟において、商標の類否や周知性の判断に必要な証拠を、事実審の口頭弁論終結時までに提出することは、これが許されないとする規定がない以上、許容されるものであるし、本件訴訟において書証を追加提出することが、公平を欠くとまではいえない。そして、これらの証拠も含め、原告使用商標が本件商標の登録出願の時点ないし登録査定時点において、原告の業務に係る商品を表示するものとして一定の周知性を有していたことは、前記(2)イのとおりである。

3 結論

以上の次第であって、取消事由2は、理由があるから、その余の点について判断するまでもなく、本件審決は取り消されるべきものである。

【論 説】

1. スペルはやや違うが、イタリア北部の都市名の「ボローニヤ（Bologna）」は、筆者にとっては昔おぼえた懐かしい名前である。ボローニヤ大学といえば、ヨーロッパ最古の大学として有名で、11世紀には世俗法、12世紀には教会法の研究の中心大学となり、後に総合大学として発展し、中

世ヨーロッパの諸大学の範となったといわれている。

2. さて、本件商標は、第30類「菓子及びパン」に係る「ボロニアジャパン」（標準文字）であるのに対し、引用商標は第30類「菓子及びパン他」に係る「BOLONIYA ボロニヤ」であるところ、審決は、両商標は非類似の商標であるから、法4条1項11号、15号、7号、19号のいずれにも該当するものではなく、法46条1項1号により登録無効となることはできない、と判断した。

これに対し裁判所は、審決は、法4条1項15号に係る判断を誤っているとして、審決取消しの判決をしたのである。

3. 裁判所は、第1に商標の類似について、本件商標は指定商品中の「パン」に使用したときは、「ボロニアジャパン」のほかに、「ボロニア」の称呼・観念を生じることあり得るから、原告商品を示すものとして周知な「BOLONIYA」「ボロニア」と類似すると認定した。

第2に「BOLONIYA」・「ボロニア」の周知著名性と独創性の程度について、この名称はイタリアの地方都市名であるが、「それをソーセージではなくパンに用いる場合には独創性がないとはいえない。」と認定したが、これはおかしい。平均的日本人の常識では「ボロニア」とはイタリア国の地名であることは理解できても、それが「ソーセージ」と関係深い都市であるとまでは知らないだろう。すると、「ソーセージ」に使用することはダメでも、「パン」に使用することはよいから登録できると判断することは、誤りというべきであろう。まして、「パン」に「ボロニア」を一体に使用することに独創性があるなどとは到底いえないだろう。

にもかかわらず裁判所は、「BOLONIYA」の表示が一旦、周知性を有していることに照らすと、周知性が継続していたと推認できるとして、原告商品に係る本件商標の登録出願の時点と登録査定時点とにおいて、一定の周知性があったものと認められる、と認定したのである。

しかしながら、本件では、この周知性を立証するために、どのような証拠がどの位提出されたのかは明らかでないが、法4条1項15号への該当性が適用されるためには、特に周知性は要件とされていない（法4条1項10号と比較せよ）。ただ商品や役務について需要者が混同するおそれが想定される場合には、その理由と僅かな証拠があれば十分ではないだろうか。

4. この判決には注目すべき判断がある。それは、われわれが審判請求時には多くの証拠資料を提出して判断材料としてもらう場合に、審判時には提出できなかった新しい証拠を、審決取消請求時に追出提出することは許されることをこの判決は明言し、公平を欠くとまではいえないと説示していることである。

しかし、審判事件においては、当事者が提出した証拠に基づいて攻撃防御がなされた結果としての審決の理由と判断であるから、不服のある者が、その取消しを求めて出訴する基準で考えるならば、時機におくれた主張や証拠として、公平性を欠くおそれがあるといえるのではないだろうか。

〔牛木 理一〕

[本 件 登 録 商 標]

(1 9 0) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】平成 2 1 年 6 月 9 日 (2 0 0 9 . 6 . 9)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 5 2 2 7 4 2 7 号 (T 5 2 2 7 4 2 7)
(1 5 1) 【登録日】平成 2 1 年 5 月 1 日 (2 0 0 9 . 5 . 1)
(5 4 1) 【登録商標 (標準文字) 】ポロニアジャパン
(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 2
(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第 3 0 類 菓子及びパン
第 3 5 類 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
【国際分類第 9 版】
(2 1 0) 【出願番号】商願 2 0 0 8 - 5 6 9 3 1 (T 2 0 0 8 - 5 6 9 3 1)
(2 2 0) 【出願日】平成 2 0 年 7 月 1 1 日 (2 0 0 8 . 7 . 1 1)
(7 3 2) 【商標権者】
【識別番号】 5 0 8 2 1 1 6 3 8
【氏名又は名称】株式会社三創
【住所又は居所】京都府京都市伏見区下鳥羽北ノ口町 5 8 番地
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 0 8 5 3 3 8
【弁理士】
【氏名又は名称】赤澤 一博
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 1 4 8 9 1 0
【弁理士】
【氏名又は名称】宮澤 岳志
【法区分】平成 1 8 年改正
【審査官】大森 健司
(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】ポロニアジャパン、ポロニア
【検索用文字商標 (参考情報) 】ポロニアジャパン
【類似群コード (参考情報) 】
第 3 0 類 3 0 A 0 1
第 3 5 類 3 0 A 0 1、3 5 K 0 3

〔 引用商標 〕

- (1 9 0) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】平成 1 5 年 1 2 月 9 日 (2 0 0 3 . 1 2 . 9)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 4 7 2 4 1 5 6 号 (T 4 7 2 4 1 5 6)
(1 5 1) 【登録日】平成 1 5 年 1 1 月 7 日 (2 0 0 3 . 1 1 . 7)
(5 4 0) 【登録商標】

BOLONIYA

ボロニヤ

- (5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 1
(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第 3 0 類 コーヒー及びココア，コーヒー豆，茶，みそ，ウスターソース，ケチャップソース，しょうゆ，食酢，酢の素，そばつゆ，ドレッシング，ホワイトソース，マヨネーズソース，焼肉のたれ，角砂糖，果糖，氷砂糖，砂糖，麦芽糖，はちみつ，ぶどう糖，粉末あめ，水あめ，ごま塩，食塩，すりごま，セロリーソルト，化学調味料，香辛料，米，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン，穀物の加工品，サンドイッチ，すし，ピザ，べんとう，ミートパイ，ラビオリ，菓子及びパン，即席菓子のもと，アイスクリームのもと，シャーベットののもと，アーモンドペースト，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，氷，酒かす
【国際分類第 6 版】
(2 1 0) 【出願番号】商願平 8 - 5 8 1 4 8
(2 2 0) 【出願日】平成 8 年 5 月 2 8 日 (1 9 9 6 . 5 . 2 8)
【審判番号】平 1 1 - 1 9 4 9 3
【審判請求日】平成 1 1 年 1 2 月 7 日 (1 9 9 9 . 1 2 . 7)
(7 3 2) 【商標権者】
【氏名又は名称】京栄食品株式会社
【住所又は居所】京都府京都市東山区三条通古川町下る古川町 5 4 3
(7 4 0) 【代理人】
【氏名又は名称】武石 靖彦
(7 4 0) 【代理人】
【氏名又は名称】村田 紀子
【法区分】平成 3 年法
【審判長】【特許庁審判官】宮下 正之
【特許庁審判官】宮川 久成
【特許庁審判官】高橋 厚子
(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】ボロニヤ
【検索用文字商標 (参考情報) 】BOLONIYA、ボロニヤ
【類似群コード (参考情報) 】

第30類 29A01、29B01、29D01、30A01、31A01、31A02、31A03、31A04、31A05、31B01、31D01、32D04、32F03、32F04、32F06、32F08、32F09、32F14、33A01、33A02